

- ・税の申告に関するお知らせ……………2面
- ・東久留米駅西口昇降施設の改築に伴う都市計画変更原案説明会……………6面
- ・老人クラブ(各クラブ)の会員募集……………9面
- ・市の広報物などの広告を募集します……………12面



東久留米市

検索

物価高騰対応 市民の暮らし支援事業について

食料品をはじめとした物価高騰への対応のため、国の重点支援地
方交付金を活用した事業として、対象世帯にギフトカード(バニラ
Visaギフトカード)の配付を行います。

■対象世帯

8年1月16日時点での住民基本台帳に登録のある世帯
※8年1月30日までに届け出をした方に限ります。
※配付対象となる世帯には、配付についてのお知らせ(はがき)を2
月中旬頃に発送します。はがきが届いた世帯の方は原則申請不要
です。

■配付内容

5,000円に世帯人数を掛けた金額をチャージした磁気カードタイプ
のギフトカードを、対象世帯の世帯主宛てに1枚配付します。

(例) 3人世帯の場合

5,000円×3人(※)=15,000円分のギフトカードを1枚配付
※8年1月30日までに届け出た、1月16日時点の世帯人数

■配付時期

8年4月頃より順次(予定)

■配付方法

簡易書留(玄関先での受け取りが必要)

■東久留米市 市民の暮らし支援デスク(コールセンター)

☎042-521-5620

(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時~午後5時)

設置期間: 8年2月2日(月)~6月30日(火)

注: 対象世帯であるにも関わらずはがきが届かない場合や、ギフトカード配付の際に不在等により郵便局の保管期間中にお受け取りができない場合は、6月30日(火)までにコールセンターまでお申し出ください。
バニラVisaギフトカードについての詳細は、同カードHPをご確認ください。

■配偶者からの暴力(DV)等により避難している方へ

配偶者やその他親族からの暴力などを理由に避難している
方で、事情により8年1月16日以前に東久留米市に住民票を
移すことができなかった方についても受給できる場合があり
ますので、コールセンターまでご相談ください。



市HP

同カードHP

次号(2月15日号)
から

広報ひがしくるめをリニューアルします

市では、毎月1日・15日(1月は10日のみ)に「広報ひがしくるめ」を発行しており、市
内全世帯に配布して、市政情報などをお知らせしています。

次号(2月15日号)から、これまで課題であった読む方向の統一やこどもに関する情報
の集約などのリニューアルを行い、読みやすい紙面を目指します。

■秘書広報課広報係 ☎042-470-7708

読む方向を 左開き・横書き に統一します

右開き・縦書きと左開き・横書きが混在していたため、左開き・横
書きに統一します。



こどもに関する情報をわかりやすくまとめます

ジャンルの名称、分類およびレイアウトを見直します。特に、「こど
もと教育」「児童館」「子育て」「けんこう」「図書館」「スポーツ」の項目に
こどもにかかる情報が点在しているため、新たに「こども情報なび」
のジャンルを設け、主に18歳(高校生)までを対象とした子育て情報、
講座・スポーツなどの記事をまとめて掲載します(一部イベント情報
は市HPを参照するように変更します)。

その他の主な変更点

- 最終面には、注目記事を掲載します
- 休日・準夜間診療の掲載位置を変更します(各号最終面の1ページ
前に掲載)
- 広告の枠数・金額を見直します

ごみ・住環境

●月●日(●)のごみ収集

●月●日(●)は祝日ですが、平日
と同様に収集します。

左開き・横書きに統一す
ることにより、記事の分
断を解消し、読みやすく
なります



こども・子育てに関連す
る情報をまとめて得るこ
とができます。



こども情報 なび

18歳(高校生)までを対象とした子育て情報、
講座・スポーツなどに関する情報です。

じどうかんに行こう!

児童館は、こども達がのびのび遊べ、乳幼児
の保護者の交流や子育てに関する情報交換の場で
す。

乳幼児・小・中・高校生世代を対象に、市内4
つの児童館でさまざまな活動が行われています。

■休館日: 月の最後の平日、年末年始
施設点検日(年2回(けやき児童館))

詳しく述べ
コチラ

二次元
コード



税の申告に関するお知らせ

問課税課 ☎ 042・470・7777 (内線2333~2337)

申告が必要か不要かを右表1でご確認の上、必要な方は申告のご準備をお願いします。

市民税・都民税申告書の受付

受付時間・場所 下表2のとおり

特▼申告書

- ▼個人番号(マイナンバー)確認書類(個人番号カード(マイナンバーカード)など)、本人確認書類(個人番号カード、パスポート、運転免許証など)
- ▼収入金額を確認できる書類(令和7年分源泉徴収票など)
- ▼控除証明書類(例=生命保険料や地震保険料などの控除証明書、障害者手帳、要介護の方は「障害者控除対象者認定書」、勤労学生の方は在学証明または学生証、医療費控除の明細書など)

注▼所得税の還付を受けるためには、市民税・都民税申告ではなく、税務署へ確定申告をする必要があります▼所得税の確定申告書を税務署へ提出された方は、同時に市民税・都民税の申告をしたものとみなされますので、改めて市民税・都民税の申告をする必要はありません

他市民税・都民税申告書はハローワーク前(市役所2階)、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、東部地域センター、わくわく健康プラザに設置している他、市HPから印刷できます。また、電子申告(eLTAX)もできます



表2 申告受付日程など

会場	日程	受付時間
わくわく健康プラザ 1階講堂	2月2日(月)	午前9時半～正午 午後1時～2時半
南部地域センター 2階講習室	2月3日(火)	
東部地域センター 1階講習室	2月4日(水)	
課税課窓口 (市役所2階)	2月16日(月)～3月16日(月) ※土曜・日曜・祝日を除く。	午前8時半～午後5時

※所得税の確定申告書の作成相談は行っていません。ただし税額の計算まですべて作成済みの申告書は、予約不要で提出できます。記入方法などについては東村山税務署にご相談ください。

※各会場への車での来場はご遠慮ください。

※上記の受け付けはすべて課税課職員が対応します。税務署の職員はありません。

※竹丘地域市民センターの申告受付会場は開設しませんのでご注意ください。

重要 所得税の確定申告は東村山税務署へ

所得税の確定申告書は税務署に提出してください。本年度より市では所得税の確定申告についての相談・作成補助は行いません。

■相談をご希望の方は、東村山税務署へ

確定申告に関する相談・受付は東村山税務署が窓口です。詳細は同税務署にお問い合わせください。

※税務署では事前予約制となります。

■所得税の確定申告はe-Taxが便利です

インターネットからの申告(e-Tax)は24時間利用可能で便利です。

■画面による提出の場合

作成済みの確定申告書は、税務署へ提出してください。市役所でも税額の計算まですべて作成済みの確定申告書のみ上表2の日程に限り予約不要でお預かりしますが、後日まとめて東村山税務署へ回送するため処理までに時間を要します。

■東京税理士会東村山支部による無料申告相談

市役所での確定申告の相談を希望される方は、東京税理士会東村山支部による無料申告相談をご利用ください。相談は完全予約制です。詳しくは広報8年1月10日号3面をご覧ください。

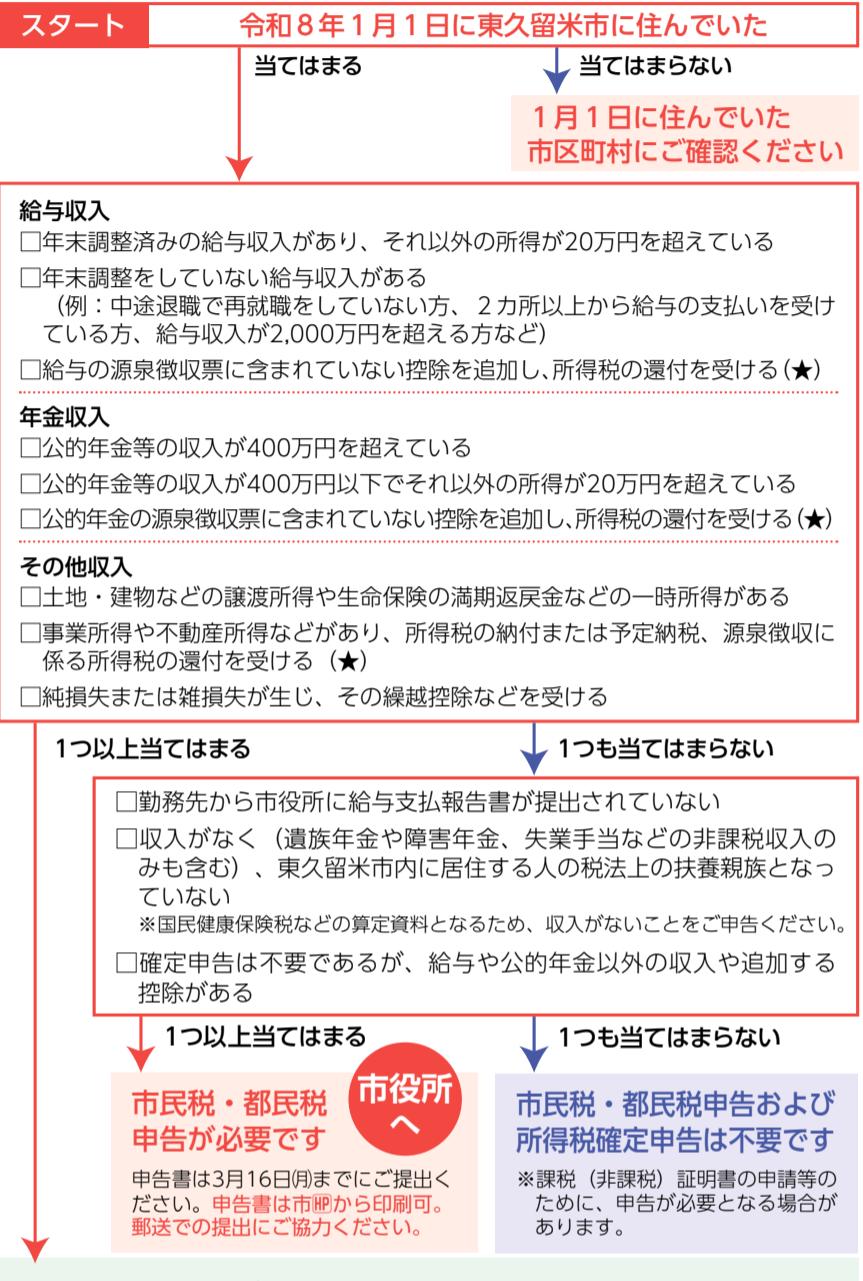
■市役所での所得税の確定申告書類の配置

場ハローワーク前(市役所2階) ※数に限りがあります。

※国税庁では税務行政のデジタル化を推進しており、市役所で配置できる所得税の確定申告書類には数に限りがあるため、連絡所などには配置しません。国税庁HPからの印刷をご利用ください。



表1 市民税・都民税申告&所得税確定申告チェック表



所得税の確定申告が原則必要です

詳細は、国税庁HPをご覧いただくか、東村山税務署へお問い合わせください。

※ご自宅で作成し、郵送や電子送信で提出できます。

問東村山税務署個人課税部門(東村山市本町1-20-22)

☎ 042・394・6811(代)

※東村山税務署確定申告書作成会場は2月16日(月)～3月16日(月)(土曜・日曜・祝日を除く)に開設。

※3月1日(日)に限り、武蔵野税務署(武蔵野市吉祥寺本町3-27-1)で開設します。

※税務署には庁舎外も含め駐車スペースはありませんので、お車での来場はご遠慮ください。

●確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。LINEアプリで国税庁公式アカウントを「友だち追加」して予約してください。

当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しますが、当日入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受け付けを締め切ります。

●会場ではご自身のスマホとマイナンバーカードで申告書を作成していただけます。当日は次のものを持参してください。

①マイナンバーカード ※有効期限切れや失効にご注意ください。

②マイナンバーカードのパスワード(利用者証明用電子証明書(数字4桁)、署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下))

③スマートフォン ④源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

★公的年金収入のみの方が医療費控除を追加する場合など、ほとんどの所得税の還付申告は、3月17日(火)以降でも申告可能です。ただし、縁越損失の申告、株式譲渡が関わる申告、青色申告などで3月16日(月)までの提出が必須となる還付申告もありますので、あらかじめ税務署にご確認ください。



にせ税理士・にせ税理士法人にご注意

税理士は税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。税理士資格のない者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられているばかりでなく、専門的知識が欠けているなどのため、依頼者(納税者)が不測の損害を被るおそれがありますのでご注意ください。詳細は東京税理士会HPをご確認ください。

問同会 ☎ 03・3356・4476